

【70歳未満（患者負担が3割）で入院予定・入院中の方へ】

～限度額適用認定証の交付申請はお済みでしょうか？～

事前に保険者に申請して「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、一医療機関・ひと月ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるようになります。

入院費が高額になると予想される患者様は、ぜひ申請されることをおすすめします！（ただし、保険料未納などの理由で適用されないことがあります。）

自己負担限度額 所得によって適用区分があります。

適用区分	自己負担限度額（食事負担額は除く）	～多数該当～
区分ア （標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+（総医療費* -842,000円）×1%	140,100円
区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円+（総医療費* -558,000円）×1%	93,000円
区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円+（総医療費* -267,000円）×1%	44,400円
区分エ （標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
区分オ （被保険者が市区町村 民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

*1か月（1日～末日）にかかった保険診療分の総額

～多数該当とは～

過去12カ月間に3回 限度額の適用がある場合、4回目以降に適用される限度額のことです。

申請方法

* 国民健康保険(市町村国保)加入の方*

- ・担当：市役所の国民健康保険課（支所、サービスセンター）
- ・持参するもの：保険証・認印（自治体によっては保険料納付済みであることがわかるもの）

* 国民健康保険組合(兵庫県建設国保組合、全国建設工事業国保組合など)加入の方*

- ・担当：所属の支部、出張所
- ・持参するもの：保険証・認印（所得証明書が必要な場合もあり）

* 全国健康保険協会(協会けんぽ)加入の方*

- ・原則、郵送にて申請。
- ・必要なもの：申請用紙、保険証のコピー、認印
（申請用紙はインターネットにてダウンロード可。
当院にも常備してありますので、病棟クラーク・入院事務担当者までご連絡ください。）

* 企業の組合健康保険加入の方*

所属の健康保険組合へお問い合わせください。

（医）汐咲会 井野病院